

令和4年12月28日

お客さま各位

カードローンきゃっする契約規定等改定のお知らせ

島田掛川信用金庫

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

当金庫では、令和5年1月4日（水）より、信金ギャランティ株式会社保証付き商品「カードローンきゃっする」の契約規定等を改定いたします。

なお、改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客様に対しても適用されますので、予めご了承ください。

記

1. 改定を行う規約規定等

- (1) カードローン契約規定 [【新旧対照表別紙】](#)
- (2) 保証委託約款 [【新旧対照表別紙】](#)

2. 主な改定内容

- (1) カードローン契約規定
 - ・新規貸越期限を借主の満70歳の誕生日の属する月末までに変更
 - ・新規貸越の停止事項に「借主が死亡したとき」を追加
 - ・期限前の全額返済義務の事由から「借主に相続の開始があったとき」を削除
- (2) 保証委託約款
 - ・求償権の事前行使の事由から「相続の開始があったとき」を削除

3. 改定日

令和5年1月4日（水）より

なお、当金庫で取扱いしている上記以外のカードローンにつきましても、それぞれの適用される規定において、「相続の開始」によりカードローンの貸越元利金の全額返済義務が生じるとする条項があったとしても、「相続の開始」のみを理由として貸越元利金の全額返済を求めることはいたしません。

以上

【本件内容に関するお問い合わせ先】

お取引店またはお近くの店舗までお問い合わせください。